

鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

I 県行動計画とは

国、県、市町村、指定地方公共機関等がそれぞれ連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進



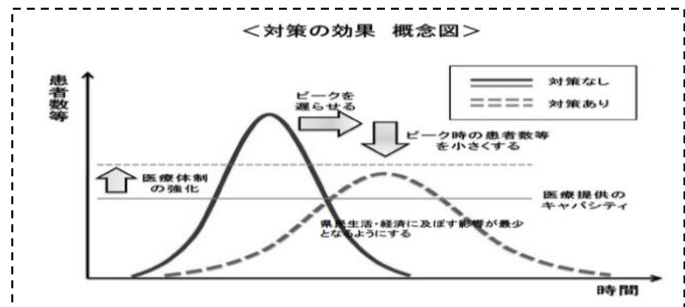
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づく行動計画として作成
- 県における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、県が実施する措置等を規定
- 市町村、指定地方公共機関がそれぞれ作成する市町村行動計画及び業務計画を作成する際の基準となるべき事項を規定

II 県行動計画の概要

1 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

<対策の主な目的>

- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- 県民生活・経済に及ぼす影響が最少となるようにする。



2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
 - ・対策実施のため、県民の権利と自由に制限を与える場合、その制限は必要最小限とする。
- 危機管理としての特措法の性格
 - ・緊急事態に備えて、様々な措置を講じておく。
- 関係機関相互の連携協力の確保
 - ・国や市町村と相互に連携を図りつつ対策を総合的に推進するとともに、市町村からの要請があれば総合調整を実施する。
- 記録の作成・保存

3 対策推進のための役割分担

- 国の役割
 - ・発生時の対策を実施する。
 - ・地方公共機関等を支援し、国全体の体制整備を図る。
 - ・ワクチン、医薬品の調査・研究を実施する。
 - ・発生時には、基本的対処方針を決定し、対策を強力的に推進する。

- 県の役割
 - ・特措法及び感染症法に基づく措置の主な実施主体として、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保及びまん延防止を図る。
 - ・国の対処方針に基づき、県の対処方針を決定し、県内に周知して対策を実施する。
- 鳥取市の役割
 - ・保健所を設置する鳥取市は、県東部地域の医療体制の確保やまん延防止等に県に準じた役割を果たすこととなったことから、県と連携して対応を行う。
 - ※ 平素からの連携も重要であることから、県と鳥取市は合同訓練を実施する。
- 市町村の役割
 - ・国や県の対処方針に基づき、住民接種、住民の生活支援、要援護者への支援を実施する。
 - ・住民接種を実施する。
- 医療機関の役割
 - ・全ての医療機関で院内感染対策や医療資機材の確保、診療継続計画を作成し、新型インフルエンザ等患者の診療体制を強化、発生時には医療を提供する。
 - ・感染症指定医療機関や県知事指定を受けた「帰国者・接触者外来協力医療機関」「入院協力医療機関」は新型インフルエンザ等患者を積極的に受入れて、医療を提供する。
- 指定地方公共機関の役割
 - ・新型インフルエンザ等発生時において、特措法に基づき、ガスの安定供給、旅客・貨物運送の適切な実施、医薬品等の確保、物資の配送要請への対応等を行う。
- 特定接種における登録事業者
 - ・新型インフルエンザ等発生時において、医療の提供、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続を行う。
- 一般の事業者
 - ・職場における感染対策の実施、一部業務縮小の検討及び多数の者が集まる事業での感染対策を徹底する。
- 県民
 - ・知識の習得、マスク着用、咳エチケット等の感染対策の実践、食料品等の備蓄等を行う。

4 県行動計画の主要項目

(1) 実施体制

- 情報連絡室の設置
 - ・新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合に、24時間体制で情報収集を行う。
- 鳥取県新型インフルエンザ等対策会議
 - ・新型インフルエンザ等が未発生（海外、国内とも）の段階で、予め定めておくべき事項について協議・決定する。
- 鳥取県新型インフルエンザ等対策本部会議
 - ・新型インフルエンザ等が海外で発生した場合に、政府対策本部の設置と合わせて直ちに設置し、総合的な対策を全庁的に実施する体制を整備する。
 - ・県下で統一的な対応を行うため、鳥取市の対策本部と合同で、対策本部会議を開催する。
- 保健所連絡調整会議
 - ・地域医療体制の確保、まん延防止やサーベイランス等に関して、県と鳥取市が統一的な対応を図っていくため、県の保健所と鳥取市保健所による技術的な検討を行う。
- 鳥取県感染症対策協議会
 - ・新型インフルエンザ等対策の技術的な課題等について、有識者、専門家に審議、助言を求める。

(2) サーベイランス・情報収集

- サーベイランス
 - ・患者数、学校等の休業状況、ウイルスの型・抗原性等のサーベイランス（調査）を実施する。
- 情報収集
 - ・海外、国内、県内の発生状況を、県、鳥取市及び市町村と協力して実施し、情報共有を図る。

(3) 情報提供・共有

- 発生前における情報提供
 - ・県と鳥取市は、発生前においても予防的対策として、予防及びまん延防止に関する情報等を、県民や医療機関、事業者等に情報提供する。
- 発生時における情報提供
 - ・県民への情報提供は、テレビ・新聞等のマスメディアの協力を得て、発信を行う。
 - ・また、ホームページ、あんしんトリピーメールやソーシャルネットワーク（SNS）も活用
 - ・県民への情報提供に当たって、次のとおり配慮すべき事項を明記
 - 発信する情報は、県民目線に立って、平易な言葉で端的にわかりやすく表現
 - 個人情報の保護と公益性を十分考慮し、報道にはプライバシーに配慮することを要請
 - 高齢者、障がい者等については、多様な伝達方法を選択
 - 外国人の増加対策として、広報の多言語化を推進

(4) 予防・まん延防止

- まん延防止対策
 - ・検疫所と連携して、水際対策を行う。
 - ・境港に入港するクルーズ客船については、関係機関と連携して対応を行う。
 - ・個人の対策として、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の感染対策を行う。
 - ・学校や福祉施設は、感染が広がりやすいので、感染防止措置を徹底し、必要に応じて臨時休業等を要請する。
 - ・集客施設、イベント等については、自粛や運営方法の工夫を要請する。
 - ・事業所に対して、従業員の治療及び家族の看護のための休暇取得について、配慮を要請する。
- 予防接種
 - ・特定接種（医療従事者等）、住民接種

(5) 医療

- 医療体制の整備
 - ・患者数の大幅な増大を予測して、効率的・効果的な医療提供体制を計画する。
- 発熱相談センター
 - ・海外発生期には、県及び鳥取市保健所に発熱相談センターを設置し、症状のある方から事前に電話で相談を受けて、医療機関を受診するよう案内する。
 - 様々な問合せに対応する相談窓口機能も合わせて有する。
 - 外国人相談対応のため、外国人専用電話の設置、通訳サービス等を導入
 - ※ 県民に分かりやすい名称として「帰国者・接触者相談センター」から「発熱相談センター」に変更
- 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
- 医療機関での外国人対応
 - ・外国人の受診に備え、翻訳サービスの推進を図る。

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

- 物資供給の要請
 - ・医薬品、食料品等の緊急物資の流通、輸送の確保を図る。
- 高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援
- 物資、資機材の備蓄
 - ・対策に必要な医薬品その他の物資、資材を備蓄しておく。

5 緊急事態宣言がされている場合の措置

<緊急事態宣言とは>

- ・新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超え、国民の生命・健康が保護できず、社会的混乱を招くとして、都道府県の区域を指定して、政府が決定する。
- ・緊急事態宣言を指定された都道府県知事は、必要に応じて緊急事態措置を実施することができる。

緊急事態宣言が出された場合の対応

- 市町村対策本部の設置
- 緊急事態措置の実施
 - 有識者の意見を聴いた上で、必要に応じて次の措置を実施する。
 - ・不要不急の外出を控える。
 - ・学校・保育園等については、臨時休業等の対応を要請する。
 - ・大学・百貨店・マーケット・体育館等については、感染防止措置を要請する。(必要に応じて施設利用制限)
 - ・病院・飲食店・ホテル・駅・工場・事務所等については、感染防止措置を要請する。
- ライフライン等の確保
 - ・電気・ガス・水道・運送・通信等のライフラインの確保に努める。
- 緊急物資の運送の確保
 - ・食料品・医薬品・医療器機等の運送体制を確立させる。
- 生活関連物資等の価格の安定等
 - ・物価の安定、生活関連物資の安定的な供給措置を行う。
 - ・県民からの情報収集を行う。
- 防犯
 - ・広報啓発活動を行う。